

指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例等について

平成30年4月1日横福指第64号
一部改正 平成30年10月1日横福指第453号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号の規定に基づく基準該当障害福祉サービスの事業に係る人員、設備及び運営に関する基準、法第36条第3項第1号の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の申請者の要件、法第41条の2第1項各号の規定に基づく共生型障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに法第43条第1項及び第2項の規定による指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準については、指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第21号。以下「条例」という。）及び指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年横須賀市規則第38号。以下「規則」という。）を施行したところであるが、条例及び規則の趣旨及び内容は、以下に定めがあるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の例による。

- 1 内容及び手続の同意（条例第4条（条例第6条、条例第6条の2、条例第7条、条例第9条、条例第11条（条例第11条の2において読み替えて準用する場合を含む。）、条例第13条（条例第13条の2において読み替えて準用する場合を含む。）、条例第15条、条例第17条（条例第17条の2において読み替えて準用する場合を含む。）、条例第19条（条例第19条の2において読み替えて準用する場合を含む。）、条例第21条、条例第23条、条例第25条（条例第26条において読み替えて準用する場合を含む。）、条例第26条の3、条例第26条の5、条例第29条及び条例第29条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び条例第31条）

指定居宅介護事業者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）第9条第1項及び省令第213条の7第1項に規定する内容及び手続の同意を原則として書面で得なければならない。ただし、利用者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提供することができる。

2 記録の保存期間

- (1) 指定居宅介護、指定短期入所及び指定重度障害者等包括支援（以下「指定居宅介護等」という。）（条例第5条（条例第6条、条例第6条の2及び条例第7条において読み替えて準用する場合を含む。）、条例第12条（条例第13条の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び条例第14条）

指定居宅介護事業者、指定短期入所事業者及び指定重度障害者等包括支援事業者は、会計に関する記録（指定居宅介護等の提供に係る給付に関するものに限る。）及び少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間備えておかなければならない。

ア 指定居宅介護等に関する記録

- (ア) 指定居宅介護等の提供に係る記録
- (イ) 居宅介護計画及び重度障害者等包括支援計画
- (ウ) 苦情の内容等に係る記録

イ 市町村への通知に係る記録

- (2) 指定療養介護、指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定就労定着支援、指定自立生活援助、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助及び外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定療養介護等」という。）

（条例第8条、条例第10条（条例第11条の2において読み替えて準用する場合を含む。）、条例第16条（条例第17条の2において読み替えて準用する場合を含む。）、条例第18条（条例第19条の2において読み替えて準用する場合を含む。）、条例第20条、条例第22条、条例第24条（条例第26条において読み替えて準用する場合を含む。）、条例第26条の2、条例第26条の4、条例第28条、条例第29条の2及び条例第30条）

指定療養介護事業者、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援A型事業者、指定就労継続支援B型事業者、指定就労定着支援事業者、指定自立生活援助事業者、指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、会計に関する記録（指定療養介護等の提供に係る給付に関するものに限る。）並びに省令第75条第2項各号（省令第93条、省令第93条の5、省令第162条、省令第162条の4、省令第184条、省令第197条、省令第202条、省令第206条、省令第213条、省令第213条の11及び省令第213条の22において読み替えて準用する場合を含む。）、省令第170条の3第2項各号（省令第171条の4において準用する場合を含む。）及び省令第206条の11第2項各号（省令第206条の20において準用する場合を含む。）に掲げる記録については、指定療養介護事業所、指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練

(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定就労定着支援事業所、指定自立生活援助事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、少なくともその完結の日から5年間保存しておかなければならない。

3 共同生活援助に係る共同生活住居の設備に関する基準（条例第27条（条例第29条の3及び条例第31条において準用する場合を含む。））

指定共同生活援助事業者が指定共同生活援助事業所の同一敷地内に複数の共同生活住居を有する場合の当該同一敷地内の複数の共同生活住居の入居定員の合計は、省令第210条第4項の規定にかかわらず、10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合又は次の（1）から（4）までのいずれにも該当する場合は、20人以下とすることができる。

- (1) 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業又は地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと。具体的には、指定地域定着支援事業や指定短期入所事業又は「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙1「地域生活支援事業実施要綱」別記11（5）イ（イ）のコーディネート事業又はこれらに準ずるものを指定共同生活援助事業と併せて実施していること。
- (2) （1）の機能を当該共同生活住居に付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域生活支援拠点の整備の一環として位置づけられていること。
- (3) 1つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること。
- (4) 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下（短期入所（空床利用型を除く。）を行う場合は、当該短期入所の利用定員数を含む。）であること。